

山梨県公報

第三百二十七号

令和四年

十月二十七日

木曜日

目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………五七九

○道路の供用開始……………五七九

公告

○公共測量の実施(二件)……………五八〇

○開発行為に関する工事の完了について……………五八〇

公安委員会

○山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則……………五八〇

その他

○漁業法による水産動植物の取扱いの指示(二件)……………五八二

告示

山梨県告示第二百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 甲斐中央線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)

甲斐市篠原字古村二〇二番一九地先から
甲斐市篠原字古村二〇七番一地先まで

旧	新	延長
一七・〇	一七・〇	五六・六
一七・〇	一七・〇	五六・六
二四・三	二四・三	五六・六

山梨県告示第二百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和四年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 富士吉田山中湖自転車道線
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡山中湖村山中字梁尻一四〇八番一 地先から 南都留郡山中湖村山中字梁尻一四七四番六 地先まで	旧 五・七	一四・三	一〇・〇
	新 五・七	七・六	一〇・〇

山梨県告示第二百四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和四年十一月十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月二十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

その他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、山梨県内のコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の取扱いを次のとおり指示する。
令和四年十月二十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容

1 放流の制限 山梨県内において、コイの放流（再放流を除く。）をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合又は公的研究機関が試験研究の用に供する場合は、この限りでない。

2 持出しの制限 山梨県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(一) 公的研究機関が試験研究の用に供する場合

(二) 採捕したコイのエラを除去した場合

(三) 漁業権に基づきコイが採捕されている漁場においてコイを採捕し、当該漁場の流域（山梨県内水面漁場管理委員会が別に指定する流域を除く。）内で食用に供する場合

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和四年十一月十七日から令和五年十一月十六日まで

山梨県内水面漁場管理委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。
令和四年十月二十七日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮 崎 淳 一

一 指示の内容 山梨県内において、イワナ、ヤマメ又はアマゴ（卵を含む。以下同

じ。）を放流しようとする者は、山梨県内水面漁場管理委員会の承認を受けなければならない。ただし、イワナ、ヤマメ又はアマゴについて漁業権免許を受けている者が当該漁業権に基づいて放流する場合、捕獲したイワナ、ヤマメ又はアマゴを捕獲した場所に再放流する場合並びに公的研究機関が試験研究の用に供するために放流する場合は、この限りでない。

二 指示の区域 山梨県内の公共用水面

三 指示の期間 令和四年十月二十七日から令和六年十月二十六日まで